

【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20201208	三原交通株式会社(法人番号7240001039833) 代表者小林みな子	広島県三原市西野4-4-1	世羅営業所	広島県世羅郡世羅町本郷1794-1	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年10月10日、同年10月24日及び同年11月1日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	17	13
20201215	朝日交通株式会社(法人番号3240001025473) 代表者面迫孝文	広島県呉市朝日町5番10号	焼山北営業所	広島県呉市焼山北3丁目1番地8号	輸送施設の使用停止(170日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年11月12日及び同年11月26日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	17	17